

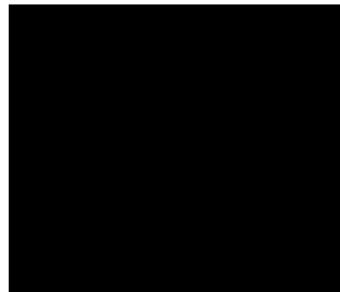
[REDACTED]
[REDACTED]
法務省民二第48号
平成26年1月16日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長

租税特別措置法第80条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の
様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり経済産業省経済産業政策局長から民事局長宛
て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に
周知方お取り計らい願います。



経　　済　　産　　業　　省

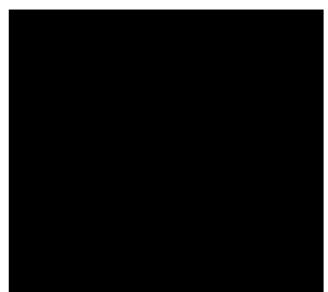
20131227 経局第1号
平成26年1月9日

法務省民事局長 殿

経済産業省経済産業政策局長

租税特別措置法第80条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る
証明書の様式について（照会）

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条の認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減に係る主務大臣等の証明書の様式を別添1から3までのとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。



(別添1)

様式第一（第1号、第2号又は第3号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

本 店
商 号
代表者の資格及び氏名

印 (注1)

下記事項が租税特別措置法第80条第1項第〇号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 (注2)

2. 登記事項の内容 (注3)
別紙1のとおり

3. 登記予定年月日
年 月 日

4. 租税特別措置法第80条第1項に規定する産業競争力強化法第〇条第1項の認定年月日
年 月 日

5. 認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画（以下「認定計画」という）中登記事項の該当する箇所
(注4)

6. 認定計画において登記申請人が既に行つた登記事項の内容 (注5)
別紙2のとおり

(奥書)

上記事項は、租税特別措置法第80条第1項第〇号に該当するものであることを証明します。

番 号
年 月 日
主務大臣 名 印

- (注1) 申請者である会社の本店所在地及び商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。なお、会社の設立の場合（新設合併又は新設分割による設立の場合を含む。）においては、設立される会社の表示並びに発起人代表者又は代表者となる者の資格及び氏名を記載する（設立される会社の社印が確定していない場合は、押印を要しない）。また、新設合併による設立の場合には、合併により消滅する会社についても、本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
- (注2) 登記申請人である会社の本店所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
- (注3) 登記事項の内容を下記のとおり別紙1に表形式で記載する。なお、資本金、増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。

登記事項の内容 (a)	(b)	設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額(円)			
		(b) のうち純増部分の資本金の額		(c) 以外の資本金の額(円) (d)	(b) のうち純増部分以外の資本金の額(円) (e)
		うち軽減の対象となる資本金の額(円) (c)			

(a) 登記事項の内容
次の例により記載する。

第1号の場合

○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資（出資比率は各社○○パーセント）による○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立（又は資本金の額の増加（平成○年○月○日の増資））

第2号の場合

- (1) ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）と○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立
- (2) ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（平成○年○月○日の増資）

第3号の場合

- (1) ○○株式会社の新設分割による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立
 - (2) ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）からの吸収分割により○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（平成○年○月○日の増資）
- (b) 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額 円
(c) (d)
- 純増部分の資本金の額については、下記の金額を租税特別措置法第80条第1項の適用の有無ごとに分けて記載する。

(別紙1)

登記事項の内容

登記事項の内容 (a)		設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額（円）		
(b)	(b) のうち純増部分の資本金の額 うち軽減の対象となる資本金の額（円） (c)	(b) のうち純増部分の資本金の額 以外の資本金の額（円） (d)	(b) のうち純増部分以外の資本金の額（円） (e)	

(別紙2)

認定計画において登記申請人が既に行つた登記事項の内容

登記年月日 (a)	登記事項の内容 (b)	設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額(円) (c)	うち純増部分の資本金の額(円) (d)
	合計額(純増部分の登記)		

第1号の場合

設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額

第2号の場合

合併により消滅した会社の合併直前における資本金の額に相当する額を超える部分

第3号の場合

分割をした会社の分割により減少した資本金の額に相当する額を超える部分

※会社の設立又は増資の登記について、租税特別措置法第80条第1項により軽減税率が適用される資本金の額の上限は3,000億円であるため、軽減の対象になる額を(c)に、対象にならない額を(d)に記載する。

(注4) 次の例により記載する。

2に記載する登記事項は、○第〇〇号により主務大臣の認定を受けた
事業再編計画
特定事業再編計画
中小企業承継事業再生計画
の〇一〇一〇(※認定計画中当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-(2)-(4)、別表1等)に記載されている。

(注5) 登記申請人が既に認定計画内で行った登記事項について、登記年月日、登記事項の内容を下記のとおり別紙2に表形式で記載する。該当がない場合は「該当なし」と記載する。

登記年月日 (a)	登記事項の内容 (b)	設立する会社の資本金の額又 は増加する資本金の額(円) (c)	うち純増部分 の資本金の額 (円) (d)
合計額(純増部分の登記)			

(a) 登記年月日 年 月 日

(b) 登記事項の内容

次の例により記載する。

第1号の場合

○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資(出資比率は各社100パーセント)による○○株式会社(本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○)の設立(又は資本金の額の増加(平成○年○月○日の増資))

第2号の場合

(1) ○○株式会社(資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○)と○○株式会社(資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○)の合併による○○株式会社(本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○)の設立

(2) ○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行したことによる資本金の額の増加（平成○年○月○日の増資）

第3号の場合

(1) ○○株式会社の新設分割による○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立

(2) ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）からの吸収分割により○○株式会社（本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行したことによる資本金の額の増加（平成○年○月○日の増資）

(c) 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額 円

(d) 純増部分の資本金の額

第1号の場合

設立した会社の資本金の額又は増加した資本金の額を記載する。

第2号の場合

合併により消滅した会社の合併直前における資本金の額に相当する額を超える部分を記載する。

第3号の場合

分割をした会社の分割により減少した資本金の額に相当する額を超える部分を記載する。

※会社の設立又は増資の登記については、租税特別措置法第80条第1項により軽減税率が適用される資本金の額の上限は3,000億円である。

(別添2)

様式第二（第4号、第5号又は第6号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

本 店

商 号

代表者の資格及び氏名

印 (注1)

下記事項が租税特別措置法第80条第1項第〇号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人

(1) 譲受人（登記権利者）

本店

商号

(2) 譲渡人（登記義務者）

本店

商号

2. 登記事項の内容

(注2)

3. 登記予定年月日

年 月 日

4. 租税特別措置法第80条第1項に規定する産業競争力強化法第〇条第1項の認定年月日

年 月 日

5. 認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画中登記事項の該当する箇所

(注3)

6. 移転不動産の表示（別紙）

(注4)

（奥書）

上記事項は、租税特別措置法第80条第1項第〇号に該当するものであることを証明します。

番 号
年 月 日
主務大臣 名 印

(注1) 申請者である会社の本店所在地及び商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。なお、会社の設立の場合（新設合併又は新設分割による設立の場合を含む。）においては、設立される会社の表示並びに発起人代表者又は代表者となる者の資格及び氏名を記載する（設立される会社の社印が確定していない場合は、押印を要しない）。また、新設合併による設立の場合には、合併により消滅する会社についても、本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注2) 次の例により、所有権の移転の原因及び年月日を記載する。

第4号の場合

- (1) ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資による○○株式会社の設立（又は、資本金若しくは出資の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた〔現物出資〕等による所有権移転
〔売 買〕
- (2) 平成○年○月○日に行われた〔現物出資〕等による所有権移転
〔売 買〕

(注) 事業に必要な資産の譲受けの場合であって、法人の設立、資本金若しくは出資金の増加によらないものの場合のみ。

第5号の場合

- (1) ○○株式会社と○○株式会社の合併による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた合併等による所有権移転
- (2) ○○株式会社が○○株式会社を吸收合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成○年○月○日に行われた合併等による所有権移転

第6号の場合

- (1) ○○株式会社と○○株式会社の新設分割による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた新設分割等による所有権移転
- (2) ○○株式会社からの吸収分割により○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成○年○月○日に行われた分割等による所有権移転

(注3) 次の例により記載する。

2に記載する登記事項は、○第○○○号により主務大臣の認定を受けた〔事業再編計画
特定事業再編計画
中小企業承継事業再生計画〕の○一〇一〇（※認定計画中当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-(2)-④、別表1等）に記載されている。

(注4) 別紙には、移転すべき不動産の表示を記載する。

- (1) 土地の場合 所在、地番、地目及び地積
- (2) 家屋の場合 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 船舶の場合 種類、名称、船籍港、船質及び総トン数

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書

年 月 日

市区町村長 名 殿

住 所
電話番号
申請者氏名 印

産業競争力強化法第114条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容、期間
2. 設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地
・商号（屋号）
・本店所在地
3. 設立しようとする会社の資本額 万円 （株式会社の場合）
4. 新たに開始しようとする事業の業種、内容
5. 設立しようとする会社（事業）の設立の予定年月日 平成 年 月 日

※2～5は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載ください。

証明日 平成 年 月 日

市区町村長 名 印

申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。

別紙乙号

法務省民二第47号
平成26年1月16日

経済産業省経済産業政策局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第80条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の
様式について（回答）

本月9日付け経局第1号をもって照会のありました標記の件については、貴見
のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。